

建築指導課関係 申請手数料一覧表

許可・認定申請手数料			
仮使用認定	(法第7条の6第1項第1号, 第2号, 第18条第38項第1号, 第2号)		119,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定	(法第43条第2項第1号)		24,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築許可	(法第43条第2項第2号)		31,700円
公衆便所等の道路内における建築許可	(法第44条第1項第2号)		31,700円
公共歩廊等の道路内における建築許可	(法第44条第1項第4号)		156,000円
壁面線外における建築許可	(法第47条ただし書)		156,000円
用途地域における建築許可	(法第48条第16項第1号)		48,600円
用途地域における建築許可	(法第48条第16項第2号)		158,000円
用途地域における建築許可	(その他のもの)		177,000円
特殊建築物等敷地許可	(法第51条ただし書)		157,000円
建築物の容積率の特例認定	(法第52条第6項第3号)		26,200円
建築物の延べ面積の特例許可	(法第52条第10項, 第11項, 第14項)		156,000円
建築物の建蔽率の特例許可	(法第53条第4項, 第5項)		31,700円
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可	(法第53条第6項第3号)		32,000円
建築物の高さの特例認定	(法第55条第2項)		26,200円
建築物の高さの許可	(法第55条第3項, 第4項各号)		156,000円
日影による建築物の高さの特例許可	(法第56条の2第1項ただし書)		156,000円
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	(法第57条第1項)		26,200円
高度利用地区における建築物の容積率, 建ぺい率, 建築面積又は壁面の位置の特例許可	(法第59条第1項第3号)		156,000円
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可	(法第59条第4項)		156,000円
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	(法第59条の2第1項)		156,000円
予定道路における建築物の延べ面積の特例許可	(法第68条の7第5項)		156,000円
仮設興行場等建築許可申請手数料	(法第85条第6項)		117,000円
1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	(法第85条第7項)		168,000円
一の敷地内にあるものとみなされる1又は2以上の建築物の特例認定	(法第86条第1項)		76,600円
		{(建物数≥3)-2} × 28,000円	
既存建築物を前提とした総合的設計による一の敷地内にあるものとみなされる建築物の特例認定	(法第86条第2項)	建物数: 建築等をするものに限り	76,600円 + (建物数-1) × 28,000円
一の敷地内にあるものとみなされる1又は2以上の建築物の特例許可	(法第86条第3項)		156,000円 + {(建物数≥3)-2} × 28,000円
既存建築物を前提とした総合的設計による一の敷地内にあるものとみなされる建築物の特例許可	(法第86条第4項)	建物数: 建築等をするものに限り	156,000円 + (建物数-1) × 28,000円
一敷地内認定建築物以外の建築物の新築認定又は一敷地内認定建築物の増築等認定	(法第86条の2第1項)	建物数: 新築又は増築等をするものに限り	76,600円 + (建物数-1) × 28,000円
公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の新築許可	(法第86条の2第2項)		156,000円
又は一敷地内認定建築物の増築等許可		建物数: 新築又は増築等をするものに限り	+ (建物数-1) × 28,000円
公告認定対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の新築許可	(法第86条の2第3項)		156,000円
又は一敷地内許可建築物の増築等許可		建物数: 新築又は増築等をするものに限り	+ (建物数-1) × 28,000円
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	(法第86条の5第1項)		6,850円
			+ 建物数 × 11,800円
全体計画認定	(法第86条の8第1項)		26,200円
全体計画変更認定	(法第86条の8第3項)		26,200円
用途変更の全体計画認定	(法第87条の2第1項)		26,200円
用途変更の全体計画変更認定	(法第87条の2第2項)		26,200円
興行場等の使用許可	(法第87条の3第6項)		117,000円
特別興行場等の使用許可	(法第87条の3第7項)		168,000円
既存の建築物の接道の制限の適用除外に係る認定	(令第137条の12第11項)		29,300円
既存の建築物の道路内建築制限の適用除外に係る認定	(令第137条の12第12項)		29,300円
既存の建築物の移転制限の適用除外に係る認定	(令第137条の16第2号)		29,300円
優良住宅認定申請手数料			
		(1回の宅地の面積が1,000㎡未満)	(1回の宅地の面積が1,000㎡以上)
新築住宅の床面積の合計	100㎡以内	6,320円	6,320円
	100㎡を超え 500㎡以内	8,810円	8,810円
	500㎡を超え 2,000㎡以内	13,100円	13,100円
	2,000㎡を超え 10,000㎡以内	34,900円	34,900円
	10,000㎡を超え 50,000㎡以内	42,700円	42,700円
	50,000㎡を超えるもの		58,000円
各種証明(市民課納入)			
建築申請に関する証明(1件あたり)			750円
敷地の接道証明(1件あたり)			250円